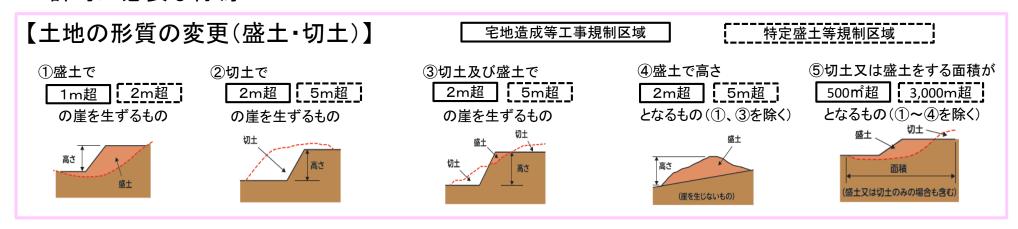
# 違反指導・罰則等について

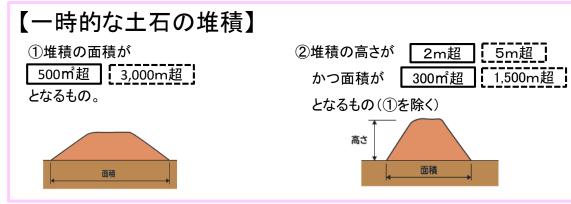
令和7年4月

# 盛土規制法の運用開始に伴い、不法・危険盛土等に対する指導を開始します

- 〇令和5年5月26日に「宅地造成及び特定盛土等規制法」(通称:盛土規制法)が施行され、岩手県内では、令和7年5月23日より県全域を規制区域に指定し、運用を開始します。
- ○事前に許可を取得していない不法盛土等に対する罰則が適用されます。
- ○運用開始前の既存盛土等についても、危険な場合は改善命令等の対象となります。

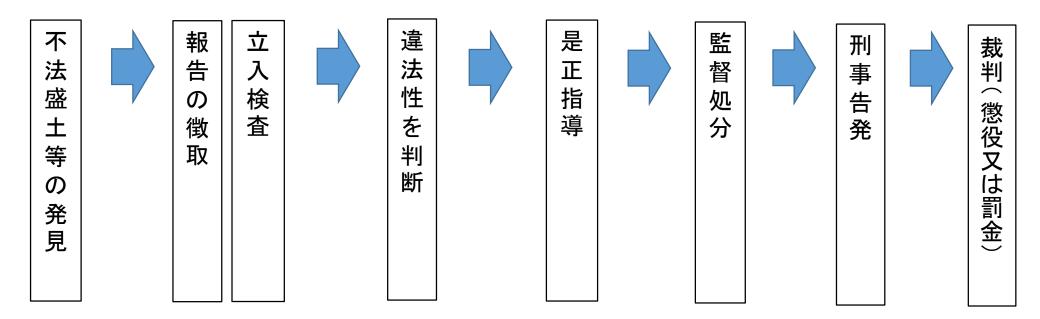
#### ■許可が必要な行為





# 盛土規制法の運用開始に伴い、不法・危険盛土等に対する指導を開始します

### 【違反指導のフロー(例)】



## 【罰則(主なもの)】

- ○個人:3年以下の懲役または一千万円以下の罰金(法第条55条)、法人:三億円以下の罰金(法第60条)
- ·無許可工事 ·虚偽申請 ·命令違反(監督処分) ·技術的基準違反
- 〇個人:1年以下の懲役または三百万円以下の罰金(法第56条)、法人:一億円以下の罰金など(法第60条)
- •命令違反(改善命令) •中間検査

#### ■危険な既存盛土等について

- ○法適用前の既存盛土等についても、危険性のある盛土等は是正指導の対象です。
- 〇是正指導に従わない場合は、勧告・改善命令や刑事告発を行います。
- 〇既存盛土等に係る危険性の判定は、現地確認作業等を踏まえて進めています。